

様式第1号(第8、9条関係)

令和 元 年 6 月 3 日

新豊田駅東口駅前広場使用承認申請書(短期・長期)

豊田市長 様

申請者 住所 豊田市西町3-60

氏名 OO OO

(団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

電話(0565) 34 - 6622

下記のとおり、駅前広場を使用したいので、承認の申請をします。

使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 営利 ・ 非営利 マルシェ			
使用人数	30人			
使用期間	令和 元 年 7 月 3 日(日) <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 7 時から 令和 元 年 7 月 3 日(日) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 3 時まで 1日間			
搬入開始日時	令和元年7月3日(日) <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 7 時	搬出終了日時	令和元年7月3日(日) <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 3 時	
使用場所	<input checked="" type="checkbox"/> 全面(5エリア) ・ 4エリア ・ 3エリア ・ 2エリア ・ 1エリア (<input type="checkbox"/> 土エリア①、 <input type="checkbox"/> 土エリア②、 <input type="checkbox"/> コンクリートエリア①、 <input type="checkbox"/> コンクリートエリア②、 <input type="checkbox"/> 築山エリア)			
申請者使用設備・物件	数量	申請者使用設備・物件	数量	
テント	3	テーブルセット	3	
広場備品使用				
電気	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 ・ 不使用		水道	<input checked="" type="checkbox"/> 使用 ・ 不使用
その他			その他	
その他			その他	

備考

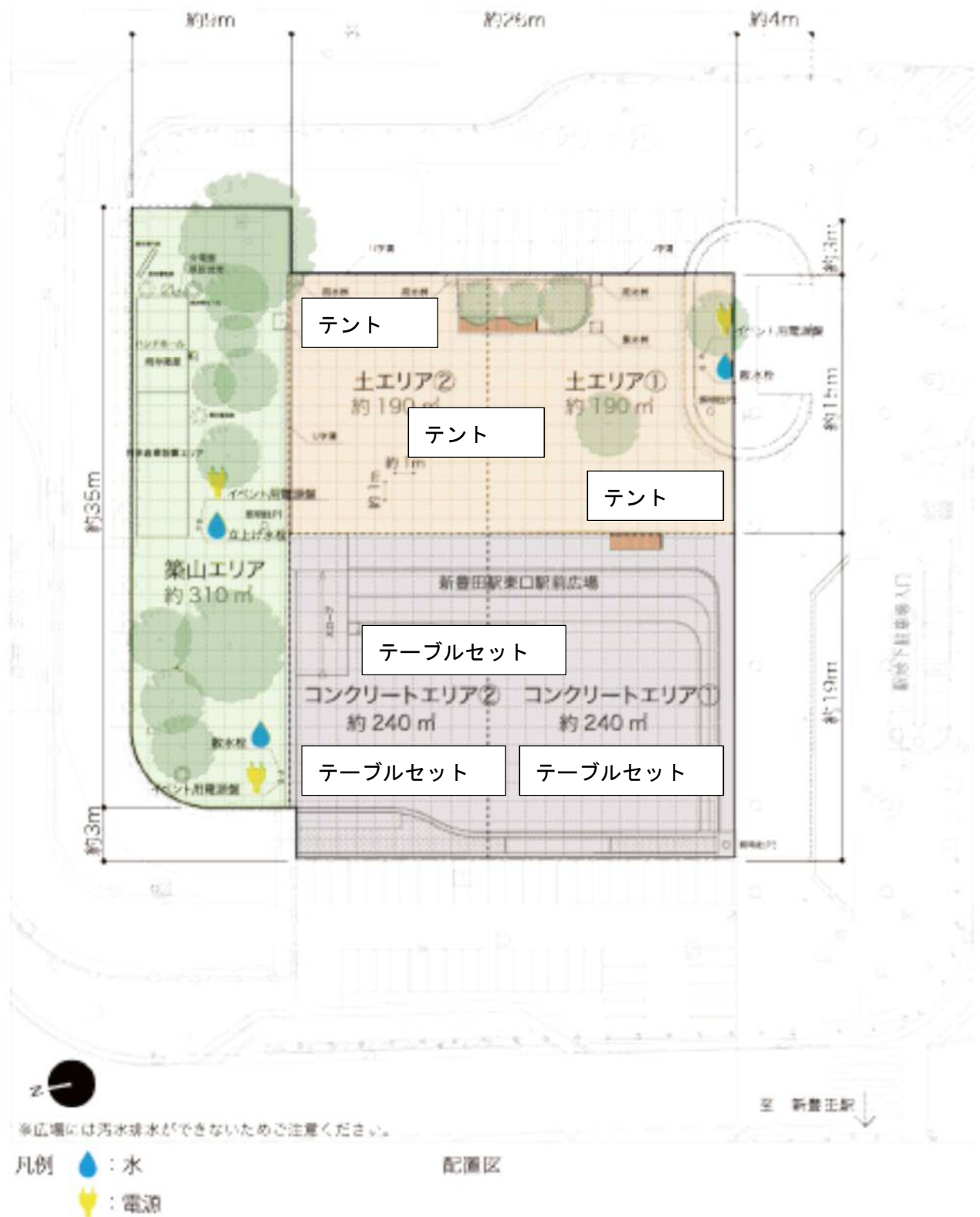
- 1 備品は、他申請者が使用中又は破損等の理由により、使用できない場合があります。
- 2 広場使用の内容がわかるもの(任意書式)を添付してください。
- 3 豊田市では、豊田市暴力団排除条例第7条の規定により、公の施設が暴力団の利益になる活動に利用されることを認めていません。
- 4 利用の許可をするに当たり、又は利用の許可をした後に、この申請に係る公の施設の利用が暴力団の利益になるかどうかについて、愛知県豊田警察署に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。
- 5 利用の許可をした後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益になる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の利用の中止を命ずることがあります。

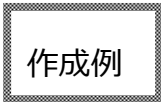
上記の事項に同意します。

氏名

〇〇 〇〇

広場平面図





令和元年5月21日

新豊田駅東口駅前広場行為使用届出書

豊田市長 様

申請者 住所 豊田市西町〇丁目△番地
 氏名 ■■■■■
 (団体にあつては、団体名及び代表者氏名)
 電話(0565) 11 - 1111

下記のとおり、駅前広場を行為使用したいので、届出します。

行為使用 目的 内容	非営利 募金活動
行為使用 人数	30人
行為使用 期間	令和元年6月1日(土) ■午前 □午後 11時から 令和元年6月1日(土) □午前 ■午後 3時まで <div style="text-align: right;">1日間</div>
主な使用 場所	全面(5エリア)・4エリア・3エリア・ 2エリア ・1エリア (土エリア①) 、 (土エリア②) 、コンクリートエリア①、コンクリートエリア②、 築山エリア) ※占用して使用できません。

申請に当たつての注意事項

- ① 豊田市では、豊田市暴力団排除条例第7条の規定により、公の施設が暴力団の利益になる活動に利用されることを認めていません。
- ② 利用の許可をするに当たり、又は利用の許可をした後に、この申請に係る公の施設の利用が暴力団の利益になるかどうかについて、愛知県豊田警察署に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。
- ③ 利用の許可をした後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益になる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の利用の中止を命ずることがあります。

上記の事項に同意します。

氏名 ■■■■■